

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成22年2月19日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1 送達すべき書類 一般国道284号改築工事（真滝バイパス・岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢地内から同市滝沢字鶴ヶ沢地内まで）に伴う収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部所有者 菅原熊治ほか7名又はその相続人

3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢	76番2	ため池	m <sup>2</sup> 594	m <sup>2</sup> 594.09	m <sup>2</sup> 594.09	ため池	

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成22年3月12日をもって通知があったものとみなされます。